

行政区域の歴史的変遷

地域施設計画における圏域設定手法に関する研究 その3

○正会員 梅崎 照城
正会員 友清 貴和

1. はじめに

地域施設の計画に際しては、施設の受益範囲を「計画圏域」として設定することが、配置計画・規模計画の前提である。ところで、計画された圏域は様々な形で住民生活に影響を与えるため、利害関係で住民対立の原因となったり、経営を左右する要因となりやすい。

2. 研究の目的と方法

本研究は、地域施設個々の圏域設定手法ではなく、類型化した施設の型と圏域設定手法の間にみられる、一定の法則を明らかにするものである。

特に本稿では、圏域を構成・区画する一つの要因として行政区画に着目し、宮崎県を対象に市町村の成立過程を調べる。

方法としては文献を通して、行政支配圏域がどのように形成されてきたか、歴史性から抽出し、その作用がどのように近・現代の行政区域の変遷に影響を及ぼしたのかを明らかにする。

3. 行政区画の変遷

3-1. 9世紀当時の行政区画 (図-1)^{1) 2)}

645年の大化の改新によって豪族が私有していた土地・人民は大和朝廷の支配化におかれ、国郡制が施行された。しかし、九州地方は筑紫国と称し筑紫率(大宰府)をおいて一個の行政区でおさめられた。治世年間(690~697年)になって筑紫国が西海道諸国に分割され、713年に4郡をさいて大隅国がおかれたことで日向の国境は定まった。日向の国郡制はこの国境設定から100年程遅れた延暦年間の後半(800~809年)に適用された。適用後の日向は5郡をおさめ、各郡にいくつかの郷をおいて統治した。奈良時代初期の日向国の郷数は26であったが、平安時代中期には28となった。

しかし、10世紀から11世紀にかけて権力のあるものが広い開墾地を所有地(荘園)としたことで、荘園制社会へ移行し、きわめて短期間で国郡制は衰退した。荒野の多い日向(宮崎平野・都城盆地等)は、荘園開発に最も都合のよい土地であった。荘園の発達は、やがて郷・荘・院などの領地乱立を招くことになった。

3-2. 鎌倉時代の行政区画 (図-2)³⁾

文治元年(1185年)源頼朝が郡国に守護、荘園に地頭を設置したことで、国家から独立していた荘園は大きく変質した。建久8年「凶田帳」によると日向国は、その土地のほとんどを島津荘・宇佐宮領・国富荘の3領荘で支配していた。その割合は、それぞれ日向総田数8064町の48.6%・24.9%・19.3%であった。さらに、8064町の総田代から、没官領と公領を除いた7971町(98.8%)の土地が荘園又は私領であった。

しかし、14世紀中期頃から荘園領主の勢力圏争いの激化により荘園制は崩壊の一途をたどった。その中から、1570年代に伊東氏は宮崎平野を中心に広い勢力圏をもった。1577年には伊東氏の勢力を一掃した島津氏が、10年後には日向全域を勢力圏として治めることになった。

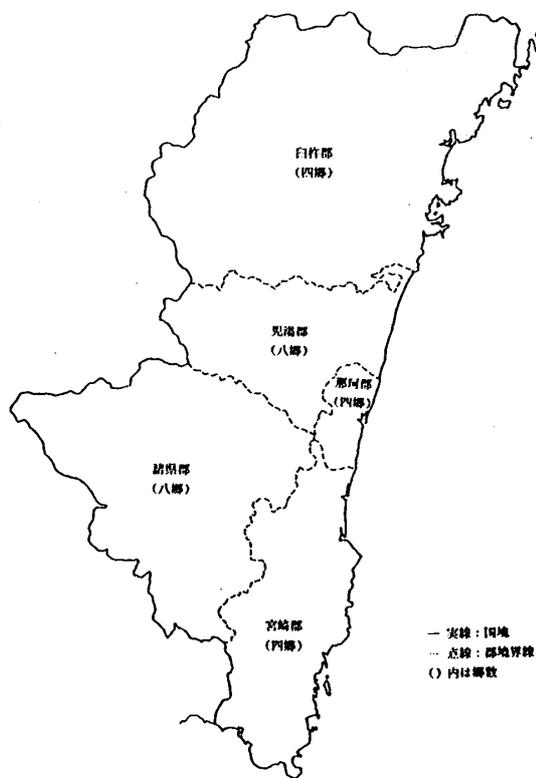


図-1 国郡図(平安初期年代不詳)

『宮崎県の歴史』参照

*1 鹿児島大学助教授・工博 *2 同大学院生

3-3. 太閤検地時の行政区画 (図-3) ⁴⁾

1580年代に九州をねらった島津氏は、結局1587年豊臣秀吉から平定され日向の一部を与った。つまり、日向は勢力の分断政策によって12領で統治されることになった。この領域が日向幕藩体制の基礎となった。

3-4. 江戸時代の行政区画 (図-4) ⁵⁾

現在の宮崎県は江戸時代に、7ヵ領に分割統治されていた。統治の仕方や農村組織は、諸藩によってそれぞれ差異があった。以下特徴的な藩制について記す。

- ・延岡藩は自然に発生した郷村を基にして「名」、「門」、「組」、「戸」という組織をつくり、「門」がいくつか集まった「名」を村とした。
- ・飢肥藩の農村制度は延岡藩とほぼ同一であるが、地方制度は鹿児島藩の外城制に似たもので、郷土制度を定めた(1708年)。
- ・高鍋藩は村の下に「門」を置き、その下に「組」を置いた。そして、数村を集めて「郷」といった。
- ・佐土原藩は藩内を24名に分け「名」を村とし、その下に「門」を置いた。
- ・鹿児島藩では外城制度をひき、数個の村を集めて「郷」とし、「郷」の区域を定めた。

3-5. 市町村制施行後の行政区画 (図-5) ^{6) 7) 8) 9)}

明治4年に廃藩置県が行われ、日向は6県に分割された。しかし、廃藩置県から4ヶ月後には大隅国を含めた2県に統一された。明治6年に大隅国(諸県郡志布志・大崎・松山の3郷を除く)を鹿児島県に帰した。そして宮崎県全体は、明治9年にいったんは鹿児島県に合併されるが、7年後の明治16年に鹿児島県の圏域に諸県郡の3郷を組み込んだままで、日向国に宮崎県が再置され、現在の県域としての確立をみた。

町村の圏域設定については、明治4年に一度、県の下に戸長・副戸長という行政組織が置かれた。明治17年に戸長役場の管轄区域が変更され9郡8郡役所、393町村を100戸長役場で支配する体制をとった。明治22年の市町村制は、「戸数100以下の弱小町村の整理統合をすることで近代的自治制度を推し進め、300~500戸をもって1村とする」ものであった。この政策として、県は各戸長役場に「町村沿革調」を提出させ、新町村区域案を策定したが、宮崎県は山地が多く、地形も複雑な上、藩政期に諸藩が分立し藩領が錯綜していたため、隣村であっても社会的・経済的に民情を異にする

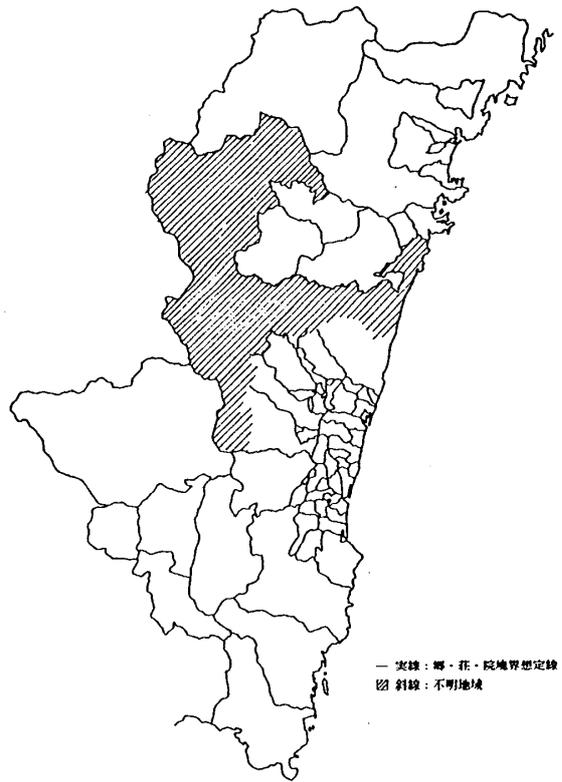


図-2 中世郷荘図(年代不詳)
『宮崎県の歴史』参照

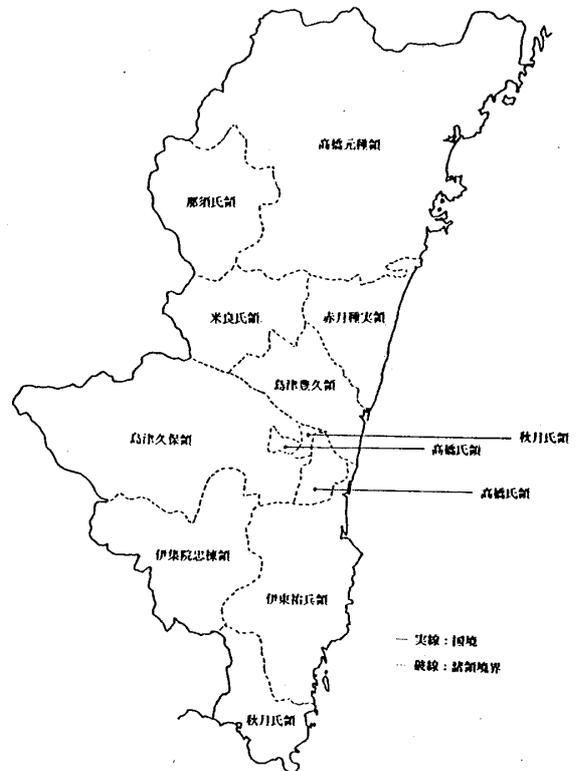


図-3 諸勢力圏想定図(1586年以降)
『宮崎県の歴史』参照

地域が多く、新町村区域案には様々な異論がだされた。異論を唱えた町村は60を越えた。

その結果、393町村は5町95村（合計100町村）に統合された。300～500戸を1村とする理念とは異なり、501～1000戸が37、1001戸以上が20町村であった。

以上ことから明治22年の市町村制施行による行政区域の統合は、明治17年の100戸長役場を基盤として成立したものであると推測される。

3-6. 戦後の町村合併計画（図-5）¹⁰⁾

昭和29年～31年までに町村合併促進法に基づき、大規模な町村合併が行われた。この期間に合併、分村、編入が行われた市町村はそれぞれ32、2、1であった。その結果、昭和31年9月末日までに7市25町27村（合計59市町村）となった。資本主義経済の発展にともない生活経済圏の拡大が進んでいた当時、町村規模の合理化、それに伴う行政水準の向上を図ろうとするものであった。

町村合併促進法で計画されながらも未合併のまま10数町村残っていたが、昭和32年～36年の間に新町村建設促進法に基づいて合併が促進された。昭和37年以降の合併は、各市町村の自主性にゆだねられる結果となり、昭和44年の高千穂町と上野町の合併を最後に12年間で合併、編入がそれぞれ24、1市町村行われ、平成4年現在では9市28町7村合計44市町村を数えるに至っている。

4. 考察

鹿児島県では江戸時代一つの藩体制の下に行政区域を「郷」とし、明治22年の町村合併の際に幕藩時代からの「郷」を考慮して行政区域が策定され、現在の行政区域に至っても「郷」の影響が大きいことが分かる。宮崎県における明治22年の市町村制施行後の行政区域は、旧鹿児島藩の一部である東諸県郡・西諸県郡は、「郷」の支配を考慮して策定されている。すなわち、江戸時代の1郷と市町村制施行後の1町村が対応関係にあり、その境界線もほぼ同一であることが伺える。しかし、北諸県郡に関しては、江戸時代に鹿児島藩でありながら都城領として特別に扱われていたため、明治22年の市町村制施行後の新町村境界線と「郷」の境界線は一致を見ない。（表-1）

また、児湯郡・東臼杵郡・西臼杵郡・南那珂郡の4郡は、明治22年の市町村制施行後の新町村境界線が、

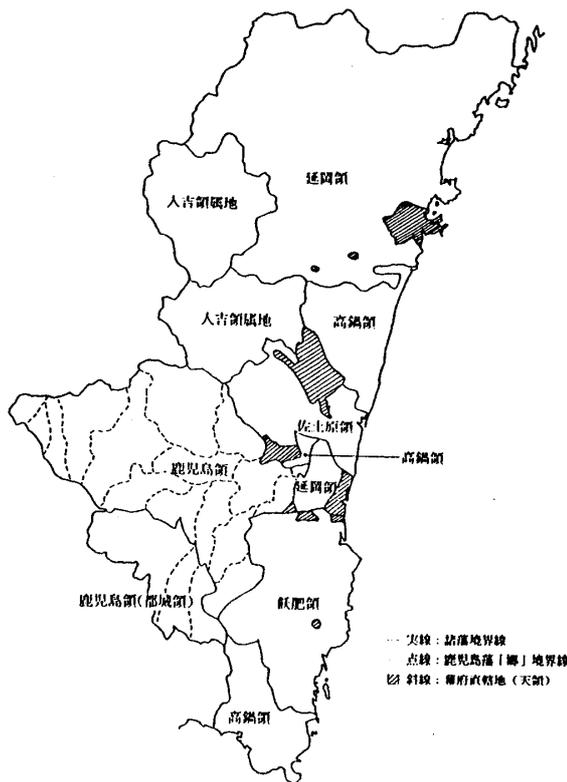


図-4 江戸時代諸藩・郷図（年代不詳）
『宮崎県の歴史』参照

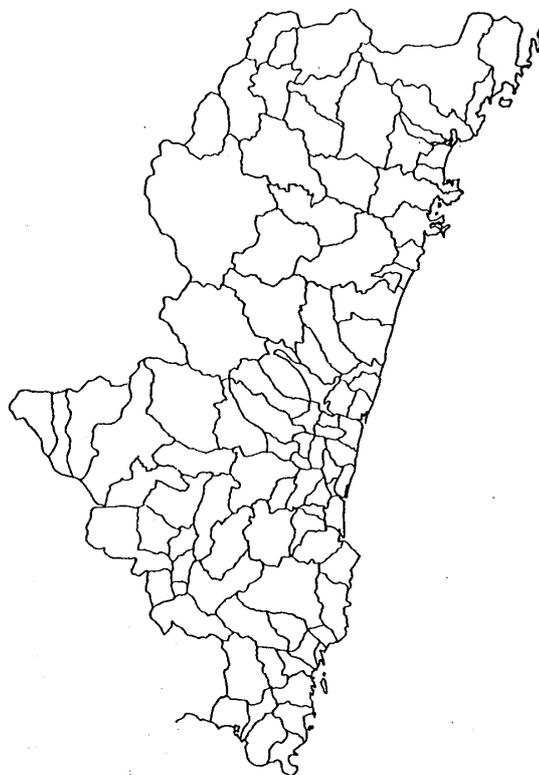


図-5 市町村制施行後の町村図（明治22年）
『明治期の5万分の1地形図』参照

